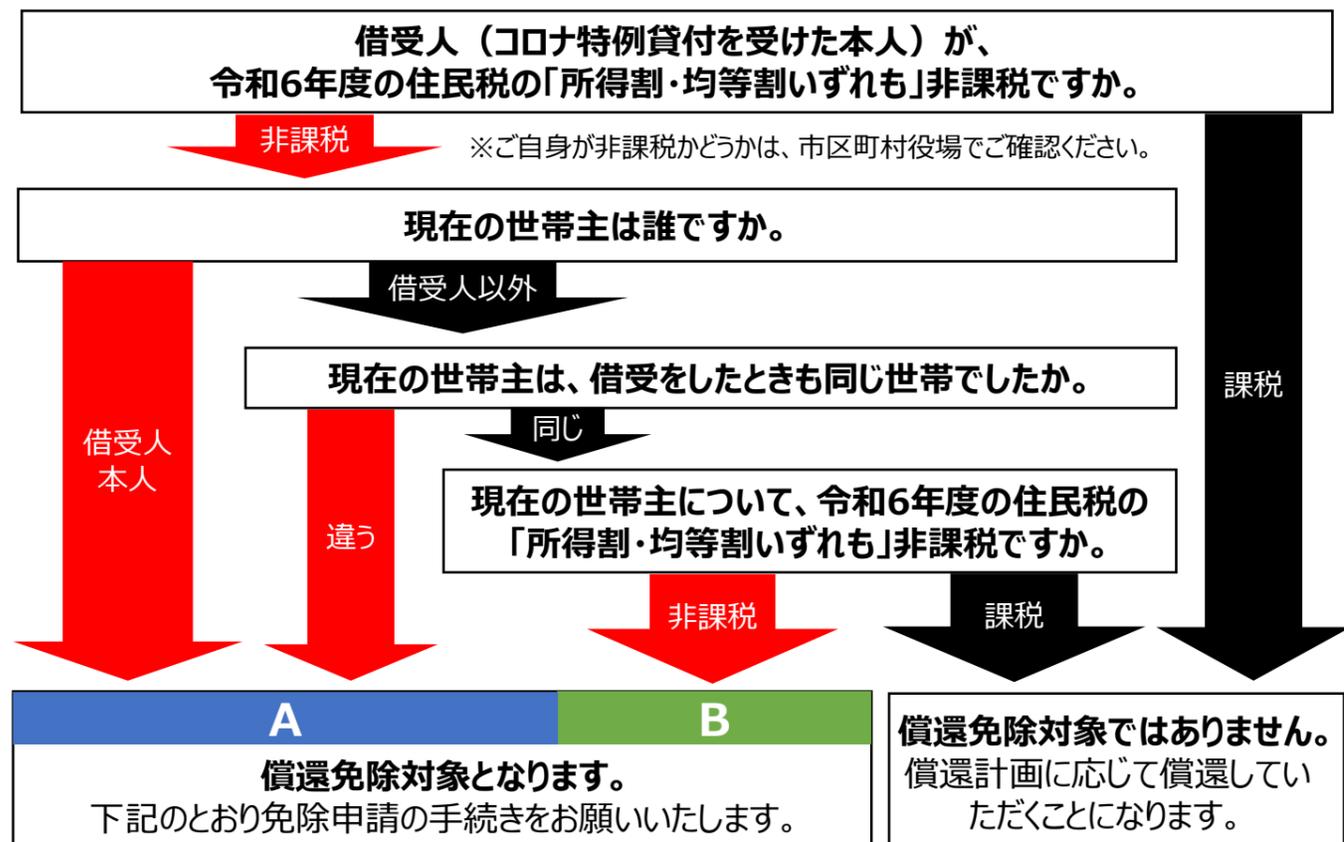




## ●償還免除対象フローチャート



### 申請に必要な書類及び手続き

**A B**

下記を満たす書類をご準備の上、同封の返信用封筒にて申請していただくようお願いいたします。

1	<b>償還免除申請書</b> ※同封の償還免除申請書をご使用ください。		
2	<b>住民票</b> ・原本（コピー不可） ・3ヶ月以内に発行 ・世帯主の記載あり（続柄は省略しない） ・「世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載あり		
3	<table border="1"> <tr> <td><b>非課税証明書</b> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人のもの</td> <td><b>非課税証明書</b> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人及び世帯主のもの</td> </tr> </table>	<b>非課税証明書</b> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人のもの	<b>非課税証明書</b> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人及び世帯主のもの
<b>非課税証明書</b> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人のもの	<b>非課税証明書</b> ・住民税が所得割・均等割いずれも非課税 ・原本（コピー不可） ・借受人本人及び世帯主のもの		

申請期限

令和6年9月30日（月） ※消印有効  
※1 申請期限を過ぎて申請された場合、償還免除の手続きが遅れ、一部償還していただく場合があります。  
※2 既に償還済みの金額は償還免除の対象となりません。

申請先

新潟県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター  
〒950-0088 新潟市中央区万代1-1-1 朝日生命新潟ビル7階  
※当センターは受付窓口がございません。書類は郵送のみでの受付となります。

## ○その他償還免除に関するご案内

住民税非課税以外の方でも、償還が始まった後に、生活保護を受給されている方や重度の障害をお持ちの方など国が定めた免除要件に該当する場合、手続きをすることにより、償還が免除されます。詳細については、償還開始のお知らせ発送の際にご案内いたしますので、しばらくお待ちください。

## ○償還猶予に関するご案内

病気療養中や失業等により償還が著しく困難と認められる場合、手続きをすることにより、原則1年間の償還が猶予されます。詳細については、償還開始のお知らせ発送の際にご案内いたしますので、しばらくお待ちください。

## ○償還に関するご案内

**償還免除に該当しない場合、令和7年1月以降にそれぞれの償還計画に応じて償還していただくようお願いいたします。** 詳細については、償還開始のお知らせ発送の際にご案内いたしますので、しばらくお待ちください。

## ○住所・氏名変更に関するご案内

住所・氏名などの変更があった際には、住所・氏名変更手続きが必要となります。該当する場合、下記までお問合せください。手続きのご案内をさせていただきます。

	項目	必要となる書類
1	引越しをして住所が変わった	【新住所と旧住所が確認できる書類】 ・住民票（発行日より3か月以内）の写し ・運転免許証の両面コピー 等
2	姓が変わった	【新姓と旧姓が確認できる書類】 ・運転免許証の両面コピー ・マイナンバーカードのコピー 等
3	借受人が死亡した	【死亡したことが確認できる書類】 ・住民票の除票（発行日より3か月以内） ・死亡診断書の写し 等

償還免除に関する申請書送付は下記のとおりとなります。また、償還免除及び償還猶予について、ご不明な点等ございましたら下記までお問合せください。

### 【免除申請書送付先・問合せ先】

〒950-0088 新潟県新潟市中央区万代1-1-1 朝日生命新潟ビル7階  
新潟県社会福祉協議会 特例貸付償還事務センター  
TEL 050-2018-8116 電話受付時間 9:00～17:00（平日）  
※当センターは受付窓口がございません。書類は郵送のみでの受付となります。